

○棚倉町有料広告掲載の取扱いに関する要綱

平成23年2月7日

要綱第4号

改正 平成28年3月31日要綱第16号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の広報紙等に掲載することができる広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 広告を掲載することができるもの（以下「広告の種類」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 広報たなぐら
- (2) 棚倉町ホームページ
- (3) その他町長が広告の掲載を認めるもの

(掲載の範囲)

第3条 掲載できる広告の範囲は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 町の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が広告として掲載することが適当でないと認めるもの

(広告掲載の優先順位)

第4条 広告の掲載（以下「広告掲載」という。）を決定する場合の優先順位は、次のとおりとする。ただし、同一順位内における優先順位は、第8条に規定する広告掲載の申込みの受付順とする。

- (1) 第1順位 町民の日常生活に関連する公共的性格のある私企業等で、町内に事業所等を有するもの
- (2) 第2順位 前1号に掲げるもの以外の私企業及び自営業で、町内に事業所等を有するもの
- (3) 第3順位 その他広告を掲載することが適当であると町長が認めるもの

(広告掲載の位置及び掲載期間等)

第5条 広告の掲載位置（掲載の規格を含む。）及び掲載期間（掲載回数を含む。）以

下同じ。)は、広告の種類ごとに町長が別に定めるものとする。

(広告掲載料)

第6条 広告の掲載は有料とし、当該広告の掲載料(以下「広告掲載料」という。)は、広告の種類ごとに町長が別に定めるものとする。

(掲載希望者の募集)

第7条 町長は、広告の掲載を希望する者を、公募するものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 前条に規定する広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、広告掲載申込書(第1号様式)に、掲載しようとする広告の原稿案を添えて、町長が定める期間内に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 町長は、前条に規定する広告掲載の申込みがあったときは、速やかに内容の審査を行い、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、第15条に規定する棚倉町広告審査委員会に意見を求めるものとする。

2 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果について申込者に広告掲載決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

3 前項に規定する広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、町長が指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下原稿又は広告物を提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載料は、第9条第3項の規定による広告掲載決定通知書を受理した後において、町長が指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、広告掲載後に納付することができる。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿等の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第12条 町長は、広告掲載を決定した後に、掲載内容に町の行政運営上支障があると認められたとき、又は町長が指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき、若しくは第11条に規定する広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取

り消すことができる。

(広告掲載料の還付)

第13条 町長は、広告掲載料を受領した後に、広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載できなかつたときは、原則として掲載できなかつた期間に相当する広告掲載料を還付するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により、書面を添えて広告掲載の取下げを町長に申し出ることができる。この場合において、既納の広告掲載料は、還付しない。

(広告審査委員会)

第15条 広告掲載の可否を決定するに当たり、必要な審査を行うため、棚倉町広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、総務課長をもって充てる。
- 4 委員は、地域創生課長、税務課長、産業振興課長を充てる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した職務代理者が委員長を代理する。
- 6 委員会の庶務は、地域創生課において処理する。

第16条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 会議は、委員長がその議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年2月7日から施行する。

附 則(平成28年要綱第16号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式(第8条関係)

第2号様式(第9条関係)